

新たな健康づくりの発信拠点体制整備支援業務の委託候補者募集に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、新たな健康づくりの発信拠点体制整備支援業務において、コンサルタント業者に委託するにあたり、委託候補者選定のための企画提案について定めることを目的とする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

新たな健康づくりの発信拠点体制整備支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙1「新たな健康づくりの発信拠点体制整備支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

「仕様書」に記載のとおり

(4) 業務費限度金額

業務費限度額6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本事業に参加できる者は、以下の参加資格をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 令和5年度・令和6年度の泉大津市入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- ③ 「参加申込書（様式1）」の提出時において、泉大津市から指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- ④ 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- ⑤ 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。

(ア) 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

(ウ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者

- ⑥ 近畿2府4県に本店又は支店、営業所などを有していること。
- ⑦ 参加申込後、業者決定までの間においても参加資格を満たしていること。

4. プロポーザル実施スケジュール

項番	手続等	期限等
1	募集開始	令和5年5月16日（火）
2	参加表明書提出期間	令和5年5月16日（火）～6月6日（火）
3	質疑書提出期間	令和5年5月16日（火）～5月29日（月）
4	質疑書回答日	令和5年6月2日（金）
5	企画提案書提出期間	令和5年6月8日（木）～6月20日（火）
6	辞退届提出期限	令和5年6月20日（火）
7	第1次審査日（書面審査）	令和5年6月7日（水）
8	第1次審査結果通知日	令和5年6月8日（木）
9	第2次審査日（プレゼンテーション）	令和5年6月28日（水）
10	第2次審査結果通知、結果公表	令和5年6月30日（金） 予定
11	契約締結	令和5年7月上旬 予定

5. 参加申し込み（参加表明書提出）

「3. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんので留意願います。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要書（様式2）
- ③業務実績書（様式3）

本業務の同種業務及び類似業務に関する実績を記入してください。

ただし、元請けとして契約した業務のみに限ります。

また、業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付してください。

- ④担当技術者・管理技術者・照査技術者業務実績書（様式4）

本業務の同種業務及び類似業務に関する実績を記入してください。

ただし、元請けとして契約した業務のみに限ります。

- (2) 提出部数
各正本1部
- (3) 提出方法
持参又は郵送
- (4) 提出期間
令和5年5月16日（火）から6月6日（火）まで
泉大津市役所の閉庁日を除く、平日の午前8時45分から午後5時15分まで
郵送の場合、令和5年6月6日（火）必着
- (5) 提出先
泉大津市健康こども部健康づくり課
〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号
- (6) 提出書類作成の留意事項
 - ①提出された参加表明に関する書類は修正又は変更は認めません。
 - ②提出された参加表明に関する書類は返却しません。
- (7) 参加の承認
参加承認の可否については、令和5年6月8日（木）までに、参加表明書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知します。
- (8) 質疑の提出及び回答
 - ①提出期間 令和5年5月16日（火）から5月29日（月）まで
 - ②提出方法 質疑書（様式5）に記載し、電子メールに添付して、以下の電子メールアドレスに送付してください。なお、電子メールの件名は、【質疑：会社名】と記載の上、送付してください。
 - ③提出先 泉大津市健康こども部健康づくり課
hokencenter@city.izumiotsu.osaka.jp
 - ④回答日 令和5年6月2日（金）
 - ⑤回答方法 各事業所より提出された質疑は、全ての回答をとりまとめた「質疑回答書」を作成し、泉大津市のホームページにおいて掲示します。

6. 企画提案

- (1) 提出書類
 - ①企画提案届出書（様式6）
 - ②企画提案書（任意様式）
仕様書の業務内容を踏まえて企画提案書を作成してください。
提出する書類の規格は、A4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント以上・両面印刷で10ページ以内を原則とします。

1社1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確に願います。

提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないように注意してください。

なお、企画提案内容については、履行義務が発生します。

③工程表（任意様式）

業務スケジュールをA4版の自由様式にて記入してください。

④実施体制調書（様式7）

⑤見積書（任意様式）

様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。

なお、「2. 業務委託の概要」の「(4)業務費限度金額」に示す、各業務の業務費限度額を超える金額の場合は失格とします。

(2) 提出部数

①、⑤は正本1部提出してください。

②～④までを1部として整理し、正本1部、副本9部提出してください。

なお、副本については、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかわかる表示は一切しないでください。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期間

令和5年6月8日（木）から6月20日（火）

泉大津市役所の閉庁日を除く、平日の午前8時45分から午後5時15分まで

郵送の場合、令和5年6月20日（火）必着

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(5) 提出先

泉大津市健康子ども部健康づくり課

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

(6) 提出書類作成の留意事項

①提出された企画提案に関する書類は修正又は変更を認めません。

②提出された企画提案に関する書類は返却しません。

7. 委託候補者の選定等

(1) 選定方法

委託候補者の選定は、新たな健康づくりの発信拠点体制整備支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査において、次のように決定します。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。

①審査委員会において、企業の実績及び技術者の技術力について別紙2-1に示す審査基準に基づいて書面審査による第1次審査を行い、合計点数の総計上位3者をプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査の対象者として選定します。

なお、第1次審査において、審査項目の合計点数が過半に満たない場合は、失格とします。

②第2次審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙2-2で示す審査基準に基づいて評価し、第1次審査の結果と合わせて、6割の点数（以下「基準点」という）以上を得点し最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の委託候補者とします。

③最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。

④第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受けません。

(2) 第2次審査対象の選定結果及びプレゼンテーション等の時間、場所等の通知

①第2次審査対象に選定された者には、第2次審査対象選定の旨を記した「第1次審査結果通知書」とともに、プレゼンテーション等について記載した「プレゼンテーション等開催通知書」を、参加表明書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知します。

②第1次審査において、第2次審査対象に選定されなかった者について、第2次審査対象に非選定の旨、及び非選定の理由を記した「第1次審査結果通知書」を、参加表明書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知します。

(3) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

①実施日時

令和5年6月28日（水）

集合時間は、「プレゼンテーション等開催通知書」で指定します。

②実施場所

泉大津市役所3階大会議室

泉大津市東雲町9番12号

③実施時間

1 企画提案者につき30分以内とし、プレゼンテーションを15分以内、質

疑応答を15分程度とします。

④プレゼンテーションの方法

「6. 企画提案」の「(1) 提出書類②～④」に沿って、わかりやすく簡潔に説明願います。提案説明は、企画提案書をもとに実施するものとし、パソコンやプロジェクター等機器を利用した説明は認めないものとします。

また、原則として、契約締結後に管理技術者となる予定の方が説明及び回答を行ってください。会場に入室できるのは、3名以内とします。

入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

なお、プレゼンテーションは非公開とします。

(4) 第2次審査の結果通知について

第2次審査対象者に「第2次審査結果通知書」を通知します。

(5) プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、委託候補者として選定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を泉大津市ホームページで公開します。

8. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が業務費限度額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

9. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

10. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由などにより、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できません。

11. 契約について

(1) 契約方法

- ①審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、新たな健康づくりの発信拠点体制整備支援業務（随意契約）の委託候補者となります。
- ②業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行います。
- ③委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉します。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(4) 業務委託契約書

別紙 3 業務委託契約書（案）のとおり

(5) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の100分の10に相当する額以上とし、次のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。

- ①現金の納付
- ②この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険（定額填補特約付）契約の締結

12. その他

- (1) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合があります。
- (2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を令和5年6月20日（火）までに、健康づくり課へ提出してください。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

13. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

泉大津市健康こども部健康づくり課
〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号
TEL 0725-33-8181
E-mail hokencenter@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和5年5月16日から施行し、委託候補者選定後、委託契約を締結した翌日をもってその効力を失う。